令和４年11月４日

郡市区等医師会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第２の１（１）及び２（１）に規定する問診等について」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より日本赤十字社血液事業本部長及び各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、同局血液対策課より日本医師会を通じ、本会に対しても別添のとおり周知方依頼がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する知見が集積されてきたこと及び組換えタンパク質ワクチン等が新型コロナウイルスに対するワクチンとして承認され、予防接種が開始されたこと等を踏まえ、標記文書に規定された献血に係る問診等の方法が示されている健康診断通知の一部が改正されたこと等について、周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267